

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- ショートステイ床の特別養護老人ホーム床としての一時的活用に関するQ&Aの一部訂正について
- 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて

(合計 本紙含め8枚)

vol. 93

平成12年11月22日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしく願いいたします。

事 務 連 絡
平成12年11月22日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局振興課
老人保健課

ショートステイ床の特別養護老人ホーム床としての一時的活用に関するQ
& Aの一部訂正について

標記につきまして、問3を別添1のように差し替えますので、差し替え等
適切に処置していただきますようお願いいたします。

なお、別添2のQ&Aは、訂正を行った後のものです。

問3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条で入所者の数が50を超える場合は常勤換算方法で3以上看護職員を配置しなければならないこととされているが、50人定員であって、前年度の平均入所者数が49名の特別養護老人ホームが特例入所者を受け入れたことにより今年度の平均入所者数が50人を超える場合についても規定通り翌年度は看護職員を3名配置する必要があると考えるが如何。

(答)

貴見のとおり。ただし、特例入所は、併設の短期入所生活介護事業所の空床に例外的に特別養護老人ホーム入所者を受け入れることを認めるものであるという趣旨から、特例入所の実施に伴い特別養護老人ホームの看護職員の増員が必要となった場合においては、当該増員分に関しては、併設の短期入所生活介護事業所に配置されている看護職員を、同時に特別養護老人ホームの看護職員としてもカウントすることとして差し支えない。

また、今回の措置によって介護老人福祉施設、併設の短期入所生活介護事業所双方ともに定員が変更されるわけではないので、併設の短期入所生活介護事業所の利用定員が20名以上の場合については、従来通り短期入所生活介護事業所において看護職員を必ず1名以上常勤で配置しなければならないことに留意されたい。

○ショートステイ床の特別養護老人ホーム床としての一時的活用に関するQ & A
振興課
老人保健課

問1 特例入所は、特別養護老人ホームの入所定員の5/100を限度として認められるということであるが、この計算において端数が生じた場合は、現行認められている福祉の措置等の場合と同様、小数点以下を切り捨てるのか。

(答)

貴見のとおり。

例えば、特別養護老人ホームの入所定員が50人の場合、特例入所者の上限は、 $50 \times 5 / 100 = 2.5$ の小数点以下を切り捨て、2人となる。

問2 特例入所者については施設入所扱いとなるということであるが、これに伴う、特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護事業所に係る人員配置基準における取扱いはどのようなになるのか。

(答)

特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護事業所における職員の員数については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号)第10の1(1)ハにおいて、「生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。」とされているところである。

特例入所者を受け入れた際にも、この取扱いに特段の変更はない。つまり、特別養護老人ホーム本体入所者及び特例入所者と併設事業所の利用者の数を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数を確保することとなる。

問3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条で入所者の数が50を超える場合は常勤換算方法で3以上看護職員を配置しなければならないこととされているが、50人定員であって、前年度の平均入所者数が49名の特別養護老人ホームが特例入所者を受け入れたことにより今年度の平均入所者数が50人を超える場合についても規定通り翌年度は看護職員を3名配置する必要があると考えるが如何。

(答)

貴見のとおり。ただし、特例入所は、併設の短期入所生活介護事業所の空床に例外的に特別養護老人ホーム入所者を受け入れることを認めるものであるという趣旨から、特例入所の実施に伴い特別養護老人ホームの看護職員の増員が必要となった場合においては、当該増員分に関しては、併設の短期入所生活介護事業所に配置されている看護職員を、同時に特別養護老人ホームの看護職員としてもカウントすることとして差し支えない。

また、今回の措置によって介護老人福祉施設、併設の短期入所生活介護事業所双方ともに定員が変更されるわけではないので、併設の短期入所生活介護事業所の利用定員が20名以上の場合については、従来通り短期入所生活介護事業所において看護職員を必ず1名以上常勤で配置しなければならないことに留意されたい。

問4 特別養護老人ホームにおいて従前から認められている福祉の措置等の入所に係る特例措置と今回の特例入所に係る介護報酬における取扱いの関係如何。

(答)

現行、福祉の措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早くなったこと(以下「福祉の措置等」という。)によりやむを得ず特別養護老人ホームの入所定員を超えることとなった場合には、当該入所定員の5/100(当該定員が40名を超える場合は2名)を限度として、介護報酬の減算を適用しないこととしているところである。

今般の特例入所についても、当該入所定員の5/100を限度として、介護報酬の減算を適用しないこととするが、これは、福祉の措置等による定員超過の場合とは別個の新たな特例措置であることから、福祉の措置等による入所定員超過と特例入所による入所定員超過を合算して、特別養護老人ホームの入所定員の10/100の範囲内におさまっていればよいという取扱いではなく、それぞれの限度を遵守することとなる。

事例は以下のとおり。

(例)

特別養護老人ホームの入所定員100人の場合
福祉の措置等の入所者の上限; 2人

特例入所者の上限 ; 5人 (=100×5/100)

となる。

したがって、福祉の措置等の入所者が3人、特例入所者が4人という場合は、当該介護老人福祉施設入所者の介護福祉施設サービス費全体が70/100減算される。

問5 特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護事業所において、ショートステイ利用者である福祉の措置等による利用者を含めたショートステイ利用者が利用定員と同数である際に、特例入所を受け入れることが可能であるのか。

(答)

特例入所は、短期入所生活介護事業所のベッドに空床があるときに限り認められるものであることから、現にベッドに空床がない状態で特例入所者を受け入れることは認められない。

問6 短期入所生活介護事業所において、特例入所者を受け入れた際の当該事業所における介護報酬上の取扱いについてはどのようなになるのか。

今般の特例入所を受け入れた指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護費に係る「月平均の利用者」の算定においては、ショートステイ利用者(福祉の措置等の利用者を含む)に特例利用者を含めるものであるから、例えば、短期入所生活介護事業所の利用定員が20人の場合は、ショートステイ利用者と特例利用者を合算した20名まで、又、福祉の措置等の利用者がある場合は、当該福祉の措置等の利用者1人(=20人×5/100)を含めたショートステイ利用者と特例入所者を合算した数が21人の範囲内までは、ショートステイ利用者の短期入所生活介護費は、介護報酬上減算されない。

事 務 連 絡

平成12年11月22日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局振興課

福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて

福祉用具貸与及び住宅改修に係る告示改正に関し、別添のとおりQ&Aを作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、適切に対応していただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成12年4月28日事務連絡「介護報酬等に係るQ&A vol.2」のIの(1)の⑧の2及びⅢの①の2は削除します。

福祉用具貸与・住宅改修の範囲の変更に係るQ & A

(平成12年12月1日から適用)

I 福祉用具貸与

1 【付属品のみを貸与する場合について】

介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみを貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

(答)

既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみを貸与について保険給付を受けることは可能である。

II 住宅改修

1 【段差解消・手すりについて】

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよいか。

(答)

貴見のとおり。

対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。

2 【玄関以外のスロープについて】

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。

(答)

玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。

3 【段差の解消について】

玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。

4 【通路面の材料の変更について】

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

(答)

例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。

5 【通路面の材料の変更について】

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。

6 【扉の取替えについて】

門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。